

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応 について（お知らせ）

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言につきましては、9月30日（木）をもって、解除されることとなりましたことから、解除後の保育所等の対応につきまして、次のとおりお知らせいたします。

【緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について】

感染予防の観点から、ご家庭での保育にご協力いただいた場合、1日単位で保育料の返金を実施していましたが、9月30日（木）をもって終了させていただきます。

なお、返金の時期につきましては、登園日数が確定しないと返金額が算出できないことから11月頃を予定しておりますのでご承知おきください。

保護者の皆様には、ご家庭での保育にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

※次の事項につきましては、引き続きご留意いただきますようお願いいたします。

■毎朝の検温や風邪症状の確認等、お子様の健康観察にご留意いただくとともに、家庭内感染のリスクを踏まえ、**お子様本人や同居のご家族等に発熱等の体調不良が認められる場合については、園から配布されます抗原検査キット※をご使用いただき、検査を行うとともに、お子様の登園について控えていただきますようご協力**お願いします。

※現時点で配布されていない場合は、今後、配布される予定です。

■**お子様を含めたご家族の方について、感染が疑われ、PCR検査等を受けられる場合は、速やかに利用されている施設にご連絡いただき、お子様の登園を控えていただきますようご協力**お願いします。

■**発熱や呼吸器症状が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善されるまでは、登園できませんのでご承知おきください。**

なお、このような場合につきましては、症状が改善された場合であっても、引き続き、お子様の健康状態にご留意いただきますようお願いいたします。

■**お子様や保護者の方が濃厚接触者に特定された場合は、保健所から示された経過観察期間について、利用されている施設にご連絡いただきますようお願いいたします。**

なお、当該期間については、登園できませんのでご承知おきください。

■**お子様や職員等の施設関係者の感染が確認された場合には、感染拡大を防止する観点から一定期間、臨時休園とさせていただきます場合がありますのでご承知おきください。**

以 上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班

電話 042-769-8340（直通）